



福岡医発第 356 号 (地)

平成 30 年 4 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松田 峻一良  
(公 印 省 略)

難病医療費助成制度における難病指定医に係る研修開催の周知について  
(ご案内)

平成 27 年 1 月 1 日より開始された難病医療費助成制度につきまして、福岡県保健医療介護部、北九州市保健福祉局、福岡市保健福祉局より標記研修を下記日程で開催する旨、案内がありました。

本件は、現在、「協力難病指定医」として指定されていない方で、5 年以上の実務経験があり、厚生労働省が定める専門医の資格を有しない方を対象に行われる研修会です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、お申し込みは先着順（定員 30 名）にて受付となり、平成 30 年 5 月 16 日（水）までに福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係（FAX：092-643-3331）へお送りください。

記

【日時・場所】

平成 30 年 5 月 23 日（水）14：30～15：30（定員 30 名）

於：あいれふ 第 3 研修室（福岡市中央区舞鶴 2-5-1）

【参加申込みの提出先・問合せ先】

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病医対策係

住所：〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

電話：092-643-3267 FAX：092-643-3331

【その他指定医に関する問い合わせ先】

北 九 州 市・・・北九州市難病相談支援センター（電話：093-522-8762）

福 岡 市・・・福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課（電話：092-711-4986）

その他地域・・・福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係

（電話：092-643-3267）

公印省略

30 疾病第179号  
北九保総難第15号  
保予第66号  
平成30年4月20日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長  
北九州市保健福祉局難病支援センター所長  
福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課長

難病医療費助成制度における協力難病指定医に係る研修開催の周知について（依頼）

難病対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、難病医療費助成制度における協力難病指定医の指定を受けるためには、都道府県知事又は指定都市の市長が行う研修を修了していることが必要ですが、このたび、協力難病指定医研修を別添のとおり開催いたします。

つきましては、貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（その他の地域）

福岡県保健医療介護部

がん感染症疾病対策課難病対策係

電話 092-643-3267 FAX 092-643-3331

（北九州市）

北九州市難病相談支援センター

電話 093-522-8762 FAX 093-533-6356

（福岡市）

福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課

電話 092-711-4986 FAX 092-733-5535

## 難病医療費助成制度における協力難病指定医の

### 研修開催のご案内

標記の研修を下記のとおり開催いたしますので、参加を希望される場合は、別添の参加申込書を記載の上、FAXにてご提出をお願いいたします（郵送でも可）。

#### 【日時】

平成30年5月23日（水） 14:30～15:30（14:00受付開始）

#### 【場所】

あいれふ 第3研修室 （福岡市中央区舞鶴2丁目5-1）

※外来駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

- ・地下鉄：「赤坂」駅から徒歩約4分
- ・西鉄バス：「長浜2丁目」バス停より徒歩約1分（那の津通り）  
「法務局前」バス停より徒歩約3分（昭和通り）  
「赤坂門」バス停より徒歩約4分（明治通り）

#### 【その他】

- ・お申し込みは先着順にて受付いたします（定員：30名。申込み期限：平成30年5月16日（水）まで。ただし、申込みが定員に達し次第、受付終了します）。
- ・修了証は、後日送付します。
- ・難病指定医の研修については、平成30年度中に開催を予定しております。決まり次第、ホームページ等でご案内いたします。

#### 【参加申込みの提出先・問合せ先】

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3267 FAX 092-643-3331

#### 【その他指定医に関する問い合わせ先】

（北九州市）

北九州市難病相談支援センター TEL093-522-8762

（福岡市）

福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課 TEL092-711-4986

（その他地域）

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係 TEL092-643-3267

# 「平成 30 年度 協力難病指定医研修会」 参加申込書(兼出席証)

当日は、本書をご持参いただき、研修会終了後、受付にご提出ください。

- 必要事項を記入し、注意事項を一読の上、お申し込みください。

|     |                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込先 | 福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係<br>「難病指定医研修会」担当者あて<br>FAX 092-643-3331<br>(郵送の場合の送付先 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7) |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 開催日         | 開催時間                       | 開催場所                              | 定員   |
|-------------|----------------------------|-----------------------------------|------|
| 5 月 23 日(水) | 14:30～15:30<br>(受付:14:00～) | あいれふ 第 3 研修室<br>(福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号) | 30 名 |

- 太枠内に必要事項を記入してください。

|                  |   |
|------------------|---|
| フリガナ             |   |
| 参加者氏名            |   |
| 主たる勤務先の<br>医療機関名 |   |
| 所在地              | 〒 |
| 電話番号             |   |
| FAX番号            |   |

## ● 注意事項

- ・ お申し込みは先着順にて受付します(申込期限:平成 30 年 5 月 16 日(水)まで。ただし申込みが定員に達し次第、受付終了します)。
- ・ お申し込み後の受付完了通知等はお送りしていません。定員の超過等によりご参加いただけない場合のみご連絡いたします。あらかじめご了承ください。
- ・ 当該研修の対象者は、現在協力難病指定医として指定されていない方で、5 年以上の実務経験があり、厚生労働省が定める専門医の資格を有しない方です。
- ・ FAX によりお申し込みをいただいた方は、本書を捨てずに会場にご持参ください。
- ・ 郵送によりお申し込みをいただいた方は、本書のコピーを会場にご持参ください。
- ・ 公共交通機関でのご来場にご協力ください。

## 協力難病指定医について

### 【責務】

- ・ 難病の医療費助成の支給認定申請(更新)に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成すること。  
※難病指定医は新規申請・更新申請両方の診断書（臨床調査個人票）が作成できますが、協力難病指定医は更新申請用の診断書（臨床調査個人票）のみ作成可能です。
- ・ 患者データ（診断書の内容）を登録管理システムに登録すること。（厚生労働省が整備するシステムで、まだ稼働しておりません。）
- ・ 協力難病指定医は、5年ごとに研修を受ける必要があります。

### 【要件】

以下の要件をすべて満たすこと。

- 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
- 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- 都道府県知事・指定都市の市長が行う研修を修了したこと

### 【申請手続】

次の書類を主たる勤務先を管轄する実施主体（県又は北九州市・福岡市）に提出してください。ア、イについては、実施主体のホームページからダウンロードできます。

- ア 指定医指定申請書（様式第5号）
- イ 経歴書（別紙1）
- ウ 医師免許証の写し
- エ 都道府県知事・指定都市の市長が行う研修を修了したことを証明する書類の写し（修了証は後日、送付します。）

### 【指定医についてよくある御質問】

- Q 難病指定医と協力難病指定医の違いは何ですか。
- A 難病指定医が新規申請、更新申請の診断書（臨床調査個人票）を作成できるのに対し、協力難病指定医は更新申請の診断書（臨床調査個人票）のみ作成することができます。
- Q 指定医であれば、どの指定難病についても診断書（臨床調査個人票）の作成が可能ですか？
- A 全ての指定難病について作成が可能です。
- Q 指定難病の概要・診断基準・診断書（臨床調査個人票）はどこで入手できますか？
- A 厚生労働省のホームページにて公開されています。URLは以下のとおりです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079293.html>